



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会社名 日清紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 鷓 澤 静
(コード番号 3105 東証、大証、名証各第一部、札証、福証)
問合せ先 取締役 執行役員 村上 雅洋
事業支援センター長

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 166 回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただきました。このご承認に基づき、同日開催の当社取締役会において、有効期限を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 169 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終了の時までとする現行プランの継続導入を決定いたしました。

その後、当社は、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益（以下単に「株主共同の利益」といいます。）の確保・向上の観点から、現行プランの在り方について、継続的に検討してまいりました。

その結果、平成 24 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における出席株主の議決権の過半数の賛成による承認を条件に、現行プランの一部を変更のうえ、特定株主等^(注 1)の議決権割合^(注 2)が 20%以上となることを目的とする当社株式等^(注 3)の買付行為、または結果として特定株主等の議決権割合が 20%以上となるような当社株式等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）についての対応方針（以下「本プラン」といいます。）を継続して導入することを以下のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

本プランの継続導入に際しては、当社グループ、事業環境その他の諸事情の変化に対応し、表現に必要な変更を加えていますが、本プランの合理性を向上させるため、取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める期間（原則 60 日間）を明確化したことを除き、本プランの実質的内容に変更はございません。

なお、本プランは、本定時株主総会において本プランに係る議案が出席株主の議決権の過半数の賛成により承認された場合に、その効力を発生するとともに、現行プランは終了いたします。

平成 24 年 3 月 31 日現在における当社大株主の状況は、別紙 1「当社株式の状況」のとおりです。また、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様によってなされるべきものと考えております。その際、株主の皆様にご判断を行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報および当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。

当社は、明治40年（1907年）に綿紡績の専門メーカーとして設立され、100年を超える歴史をとおり常に一貫して、事業拡大による企業価値の向上に努め、繊維、ブレーキ、紙製品、精密機器、化学品、エレクトロニクス等、多角化を最大の特徴とする事業運営を行ってまいりました。平成21年（2009年）には、迅速な意思決定、責任・権限の明確化、個別事業の強化を通じて事業の成長とガバナンスの両立を図るとともに、経営効率のアップと最適なコスト構造の実現によって企業価値をさらに増大させることを目的として、持株会社制へと移行いたしました。現在は、次の当社グループの綱領および企業理念のもと、日清紡ホールディングス株式会社を中心に、120を超える子会社および関連会社からなる企業集団が一体となって、健全なガバナンスと機動的な業務執行の両立を図りつつ、2017年度を目途に、売上高6,000億円超・ROE9%超の達成を目指しています。

日清紡グループの綱領

- ① 企業公器 事業活動を通じて、人間社会へ貢献する。
- ② 至誠一貫 ステークホルダーに対して、誠実な姿勢を貫く。
- ③ 未来共創 創意工夫を常に心掛け、変化を先取りする。

日清紡グループの企業理念

- ① わたしたちは、環境カンパニーとして、世界の人々の快適な生活文化の向上に幅広く貢献します。
- ② わたしたちは、企業は公器であるとの考えのもとに、社会との調和を図り、公正・誠実な事業活動を行います。
- ③ わたしたちは、企業価値を高め、常に存在感のある企業グループであることを目指します。

そして、当社グループは、この売上高6,000億円超・ROE9%超という目標達成のため、「環境・エネルギー」と「グローバル」を軸に成長戦略の策定・実行に取り組むとともに、その具現化の過程において、友好的なM&Aを果敢に行っています。

平成22年（2010年）には、エレクトロニクス事業において、無線通信機器大手の日本無線㈱の株式の追加取得を行い、同社およびそのグループ企業である長野日本無線㈱を連結子会社化しました。これにより、当社グループが従来から保有していた太陽電池、燃料電池、電気二重層キャパシタなどのクリーンエネルギー領域における知見と、日本無線㈱および長野日本無線㈱の保有する無線通信領域における強みを結合させ、環境・エネルギーカンパニーに相応しい新たな事業領域を創出し、企業価値の創造を目指します。

平成 23 年（2011 年）には、ブレーキ事業において、欧州最大手の自動車用摩擦材メーカーである TMD Friction グループを買収しました。この買収により、当社グループは、自動車用摩擦材分野で、名実ともに世界のリーディングサプライヤーとなりましたが、グローバルなマーケットでのさらなる成長を図り、企業価値の向上を目指します。

他方、繊維・ブレーキ・精密機器等の既存事業において、生産・販売機能のアジアシフトを積極的に進めるとともに、東南アジア諸国・中国等で展開する多岐にわたる事業運営の健全性と効率性を確保するため、シンガポールと上海に地域統括会社を設立しました。

今後も躍進著しいアジア経済の取り込みを図りつつ、グローバルな事業展開を加速させます。また、環境・エネルギー関連の事業やコア技術に経営資源を重点配分するのみならず、これら技術とエレクトロニクス事業各社が擁する技術を結びつけたスマートファクトリー構想等、グループシナジーを最大化する取組みにも注力します。

当社の「企業公器」の経営理念は、「事業活動を通じて人間社会に貢献し、それとともに企業を成長に導き、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに報いる」意であり、環境・エネルギーカンパニーとしての持続的かつ健全な発展は、この理念の具現化に他なりません。

こうした成長戦略を実現し目標を達成するためには、中長期的な視点から安定的に事業経営を行うことが必須であると考えます。また、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、当社グループ各事業の特性を十分に理解した上で、事業運営を行うことが不可欠であります。

大規模買付行為については、濫用的な買収行為を未然に防ぐことはもとより、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が、適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

以上の考え方にに基づき、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が提供されるよう、以下のとおり、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報を提供するものであり、株主共同の利益に資するものであると考えます。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、または大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうような場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容および態様等によって異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の名称、②住所、③設立準拠法、④代表者の氏名、⑤国内連絡先、⑥大規模買付行為の概要および⑦大規模買付ルールを遵守する旨の誓約を記載していただきます。

当社は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。ただし、この追加的な情報提供に関する要請期間は、当初の大規模買付情報のリストの発送日から起算して 60 日間（大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請がある場合は、必要に応じて 30 日間延長できるものとします。）を上限とします。

また、当社は、大規模買付行為の提案があった事実については適切に開示し、当社取締役会に提出された大規模買付情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる情報がある場合には、その全部または一部を速やかに公表いたします。

なお、大規模買付情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要、経歴、属性等
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③ 大規模買付行為に際し、第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存在する場合にはその内容（議決権の行使、取得した株式の売却に関する意思連絡等を含みます。）
- ④ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、その他の概要・属性
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、および事業計画、資本政策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策、ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧

客、地域社会その他の利害関係者に関係する変更の有無およびその内容

- ⑨ その他大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会が必要と考える情報

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための相当な期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）が確保されるべきものと考えており、大規模買付手法の態様により以下の①、あるいは②に掲げる期間を設定し、その開始日および期間を公表いたします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合 60日を上限とする期間
- ② 上記以外の大規模買付行為の場合 90日を上限とする期間

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとし、

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

対抗措置の発動または不発動の決定については、企業価値委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議により行います。当社取締役会が対抗措置を発動または発動しないことを決議した際は、その旨を速やかに公表いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合の要領は以下のとおりです。

① 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの

目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、178,800千個を上限として、当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の発行価額

無償とする。

⑤ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個につき1円以上で、当社取締役会が定める額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主等に属する者は、新株予約権を行使することができないものとする。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

⑧ 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、議決権割合が20%以上の特定株主等以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとする。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

⑨ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容、ならびにそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、上記3.(1)に記載のとおり対抗措置を講じることがあります。具体的には、当該大規模買付行為が以下の①から⑤までのタイプのいずれかに該当し、かつ株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると考えます。

対抗措置の発動または不発動の決定については、企業価値委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会決議により行います。当社取締役会が対抗措置を発動または発動しないことを決議した際は、その旨を速やかに公表いたします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付行為が撤回され、あるいは当該大規模買付行為の内容に著しい変化があるなど大規模買付行為を巡る事情に明らかな変化があり、対抗措置の発動が適当でないと合理的に認められる場合、当社取締役会は、その決議により、対抗措置の発動の停止、変更等の決定を行う場合があります。この場合においても、当社取締役会は、その判断にあたり、企業価値委員会の勧告を求め、これを最大限尊重するとともに、当該決議の概要を速やかに公表します。

4. 対抗措置の公正さを担保するための措置

(1) 企業価値委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続の進行が行われたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても株主共同の利益の維持・向上のために適切と考える一定の対抗措置を執るか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、企業価値委員会を設置いたします。

企業価値委員会の委員は、社外取締役と社外監査役で構成されることにいたします。なお、本プランが株主の皆様のご賛同を得て継続されることとなった場合、企業価値委員会の委員は5名（うち社外取締役3名、社外監査役2名）となり、その略歴は別紙2「企

業価値委員会委員の略歴」に記載のとおりです。ただし、社外取締役である委員については、本定時株主総会における当該委員（社外取締役）に係る取締役選任議案の承認が就任の条件となります。

企業価値委員会は、当社取締役会の諮問に対して、大規模買付行為が大規模買付ルールに従っているか否か、大規模買付行為への対抗措置を発動すべきか否かなどについて、株主共同の利益の維持・向上の観点から検討を行ったうえで、勧告を行います。検討に際しては、必要に応じ、当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者等の助言を受けることができるものとします。また、企業価値委員会は、委員過半数の賛成による決議をもって、取締役会への勧告その他の意思決定を行います。

(2) 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、企業価値委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。企業価値委員会は、この諮問に対して、対抗措置の発動が株主共同の利益の維持・向上に真に資するものであるか否かという観点から、検討を行います。その検討に当たり、企業価値委員会は、適宜必要に応じ、上記4.(1)のとおり、当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者等の助言を受けることができるものとします。企業価値委員会が、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うにあたっては、特段の事情が無い限り、委員全員の出席のもとで、その最終的な決定を行います。

当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定するに際しては、取締役会決議により行いますが、対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、企業価値委員会の勧告を最大限尊重いたします。

5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令および証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

当社取締役会は、上記対抗措置の発動時には、株主および投資家の皆様が法的権利、または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、大規模買付行為を巡る事情に明らかな変化があり、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止、変更等を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、新株予約権を無償取得して新株を交付しない措置を講じた場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるた

め、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様には、株価の変動により損害の生じる可能性がある点にご留意ください。

また、大規模買付者については、当該対抗措置が講じられた場合、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないよう、あらかじめ注意を喚起するものです。

(2) 新株予約権の発行に伴い株主および投資家の皆様に必要な手続

当社取締役会にて、対抗措置として新株予約権の発行を決議した場合には、新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様におかれましては、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が議決権割合が 20%以上の特定株主等以外の株主の皆様より新株予約権を取得して、株式を交付する手続をとる場合には、議決権割合が 20%以上の特定株主等以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続も不要となります。

上記の手続にかかる具体的な方法の詳細は、新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対して、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランに係る議案に出席株主の議決権の過半数の賛成による承認をいただいた時から、平成 27 年（2015 年）6 月に開催予定の当社定時株主総会終了時までの 3 年間とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で本プランを変更または廃止する旨の決議が行われ、あるいは当社の取締役会で本プランの廃止の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間中であっても、関係法令改正や証券取引所その他の公的機関の動向等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、企業価値委員会に諮り、その承認を得たうえで、取締役会決議にて用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用することがあります。

7. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記 1.および 2.に記載のとおり、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入するものです。また、上記 6.に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

本プランは、上記 4.に記載のとおり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として企業価値委員会を設置するものです。また、当社は、企業価値委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

また、本プランは、上記 3.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

さらに、上記 6.に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、当社は取締役任期を 1 年としているので、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策（スローハンド型）でもありません。

(注 1) 特定株主等とは、当社の株式等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含み、以下同様とします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含み、以下同様とします。）ならびに当社の株式等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 議決権割合とは、特定株主等の具体的な買付方法に応じて、

- ① 特定株主等が当社の株式等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等（同項に規定する「保有株券等」をいいます。）の数も計算上考慮されるものとしす。）、または
- ② 特定株主等が当社の株式等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等保有割合」をいいます。）の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとしす。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」を意味します。

以 上

当社株式の状況
(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- (1) 発行可能株式総数 371,755,000 株
- (2) 発行済株式の総数 178,798,939 株
(注)発行済株式総数には自己株式 4,107,359 株を含みます。
- (3) 株主数 13,413 名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,022	7.5
富国生命保険相互会社	12,000	6.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,000	6.3
帝人株式会社	6,028	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,537	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託帝人口）	4,700	2.7
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,189	1.8
J P モルガン証券株式会社	2,671	1.5
ステートストリートバンクウェストペンションファンドクライアントツエグゼンプト	2,626	1.5
四国化成工業株式会社	2,500	1.4

(注) 1.当社は、自己株式 4,107 千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いています。

2.出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上

企業価値委員会委員の略歴

秋 山 智 史 (あきやま ともふみ)

(昭和 10 年 8 月 13 日生)

昭和 34 年 4 月 富国生命保険相互会社入社
 昭和 59 年 7 月 同社取締役
 平成 元年 3 月 同社常務取締役
 平成 10 年 7 月 同社代表取締役社長
 平成 15 年 6 月 当社監査役
 平成 18 年 6 月 当社取締役 (現職)
 平成 22 年 7 月 富国生命保険相互会社取締役会長 (現職)

松 田 昇 (まつだ のぼる)

(昭和 8 年 12 月 13 日生)

昭和 38 年 4 月 東京地方検察庁検事
 昭和 56 年 1 月 法務省刑事局青少年課長
 昭和 60 年 8 月 東京高等検察庁特別公判部長
 昭和 62 年 8 月 東京地方検察庁特別捜査部長
 平成 元年 9 月 最高検察庁検事
 平成 3 年 12 月 水戸地方検察庁検事正
 平成 5 年 7 月 法務省矯正局長
 平成 7 年 7 月 最高検察庁刑事部長
 平成 8 年 6 月 預金保険機構理事長
 平成 16 年 6 月 同機構顧問
 平成 16 年 6 月 三菱自動車工業株式会社企業倫理委員会委員長 (現職)
 平成 16 年 9 月 弁護士登録 (現職)

清 水 啓 典 (しみず よしのり)

(昭和 23 年 2 月 9 日生)

平成 元年 4 月 一橋大学商学部教授
 平成 9 年 12 月 同大学博士 (商学) 学位取得
 平成 12 年 8 月 同大学大学院商学研究科長、商学部長
 平成 15 年 4 月 同大学副学長
 平成 16 年 5 月 日本金融学会会長
 平成 22 年 5 月 日本金融学会常任理事 (現職)
 平成 23 年 4 月 一橋大学名誉教授 (現職)
 同大学大学院商学研究科特任教授 (現職)

川 上 洋 (かわかみ よう)

(昭和 17 年 8 月 21 日生)

昭和 40 年 4 月 セントラル硝子株式会社入社
平成 5 年 6 月 同社人事部長
平成 8 年 6 月 同社取締役 人事部長
平成 9 年 10 月 同社取締役 大阪支店長
平成 11 年 6 月 同社取締役 社長室長
平成 12 年 6 月 同社代表取締役 専務取締役
平成 13 年 4 月 同社代表取締役 専務取締役 社長室長
平成 16 年 6 月 同社代表取締役 兼副社長執行役員
平成 19 年 6 月 同社特別顧問
平成 20 年 6 月 当社監査役 (現職)

富 田 俊 彦 (とみた としひこ)

(昭和 27 年 5 月 3 日生)

昭和 51 年 4 月 四国化成工業株式会社入社
平成 10 年 3 月 同社業務推進部長
平成 11 年 10 月 同社総務部長
平成 14 年 3 月 同社経理部長
平成 16 年 3 月 同社管理統括兼経理部長
平成 17 年 3 月 同社企画・管理担当兼経理部長 兼監査室長
平成 17 年 6 月 同社執行役員 企画・管理担当 兼監査室長
平成 18 年 6 月 同社取締役 執行役員 企画・管理担当兼監査室長
平成 19 年 6 月 同社取締役 常務執行役員 企画・管理担当兼監査室長
平成 19 年 6 月 当社監査役 (現職)
平成 20 年 3 月 四国化成工業株式会社取締役 常務執行役員 企画・管理担当 (現職)

1. 各委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役である委員 (秋山智史氏、松田昇氏、清水啓典氏) については、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 169 回定時株主総会における当該委員に係る取締役選任議案の承認が就任の条件となります。